# 平成31年度

第50回千葉市住居表示審議会議事録

千葉市住居表示審議会

# 第50回 千葉市住居表示審議会 議事録

1 日時:令和元年5月30日(木) 午前10時~午前10時50分

2 場所:千葉市役所 議会棟 3階 第5委員会室

3 出席者:

(1)委員(五十音順)

今井公子委員、大野正雄委員、坂本千惠子委員、鈴木昭雄委員、鈴木金作委員

(2) 事務局

山根市民自治推進部長

武区政推進課長、金澤区政推進課長補佐、菅野主査、山崎主任主事、遠藤主事

#### 4 議題:

- (1) 中央区都町及び若葉区加曽利町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該 区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について
- (2) 答申案について
- (3) その他

### 5 議事の概要:

(1) 会長及び副会長の選任について

千葉市住居表示審議会設置条例(昭和37年条例第26号)第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により、鈴木昭雄委員を会長に、坂本委員を副会長に、それぞれ選任した。

(2) 住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について

議案審議の結果、諮問内容4項目については、別紙「答申案」のとおり全員一 致で了承された。

(3) 議事録について

議事録については、委員全員の確認をもって確定することが了承された。

## 第50回 千葉市住居表示審議会議事録

開始 午前10時00分

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第50回千葉市住居表示審議会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます区政推進課課長補佐の金澤でございます。よろしくお願いいたします。

また、千葉市では、電力需要が増加する夏季における電力使用の抑制や地球温暖化対策の取り組みの一環として、節電に取り組んでおりますため、職員は、軽装とさせていただいておりますので、ご了承ください。

それでは、開会にあたりまして、市民局市民自治推進部長の山根よりご挨拶を申し上げます。

【山根市民自治推進部長】 改めまして、皆様おはようございます。千葉市市民局市民自治推進部長の山根でございます。皆様方には、千葉市住居表示審議会委員へのご就任につきまして、快くお引き受けいただきましたこと、心から御礼申し上げます。また、日頃から市政各般にわたりご理解とご協力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げる次第でございます。

本市では、今後見込まれる人口減少や少子超高齢社会の進展等を踏まえた「新基本計画」の下で、まちづくりの取り組みを結実させていく計画として第3次実施計画を策定し、諸施策を総合的かつ計画的に推進いたしております。

この計画の中で、住居表示事業は、「住民生活の利便性の向上」を推進する施策として 位置付けられており、現時点で市街化区域の約38パーセントの区域で住居表示がなさ れているところでございます。

本市の住居表示整備は、住民記録システム上の課題があったことなどにより、平成23年の花見川区み春野地区以降実施しておりませんでしたが、この度、システム改修が終了し、中央区都町地区及び若葉区加曽利町地区におきまして準備を進め、住居表示実施計画の案を策定するに至りましたことから、本日、その内容についてご審議をいただくことといたしました。どうか、委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご指摘をいただきますよう、お願い申し上げます。

終わりに、本来であれば市長が出席し、ご挨拶を申し上げるべきところですが、あい にく出席できませんことをご容赦いただきますとともに、本事業の推進につきまして、 皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせて いただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。 【事務局】 本日の審議会並びに審議会の議事録につきましてご案内申し上げます。千葉市情報公開条例第25条により公開となっておりますので、あらかじめご承知おき下さいますようお願い申しあげます。なお、本日は傍聴人の方はいらっしゃいません。

それでは、本日ご出席をいただいております委員の皆様方を、ご紹介させていただきます。本年5月1日付の改選によって再任の方1名、新任の方4名 合計5名の委員構成となっております。委嘱期間は2年間でございます。それではご紹介に移らせていただきます。

### ≪ 委員紹介 ≫

## ≪ 事務局紹介 ≫

【事務局】 それでは、議事に入らせていただくにあたり、はじめに、会長・副会長の 選任がございます。会長・副会長が決定するまでの間、山根部長が仮議長を務めさせて 頂きたいと存じますが、よろしいでしょうか。

#### 【一同】はい。

【事務局】 それでは、山根部長、お願いいたします。

【事務局】 ご承認いただきましたので、仮議長として、会議の進行を務めさせて頂きます。本日は、第1回目の会議でございますので、当審議会設置条例第4条第2項の規定に基づきまして、会長及び副会長の選任をお願いいたします。条例では、委員の皆様の互選により定めることとなっております。会長、副会長の選任について、いかがいたしましょうか。

【鈴木金作委員】 はい。住居表示事業は、日常の郵便や宅配と深い関係があると思いますし、また過去の議事録等を見させていただきましたが、当審議会は代々、郵便関係者の方が会長に就任されていますことから、会長には今回も郵便関係者である鈴木昭雄委員が良いと思います。また、副会長には、行政とのつながりのある坂本委員が適任かと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】ありがとうございます。ただいま、会長には鈴木昭雄委員、副会長には坂本 千惠子委員とご推薦の発言がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

## 【一同】 異議なし。

【事務局】 ありがとうございます。皆様のご承認をいただきましたので、会長には鈴木昭雄委員を、副会長には坂本委員を選任させていただきます。では、鈴木委員、坂本委員には、会長席・副会長席へお移り願います。以上をもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力いただきましてありがとうございました。

#### 《 会長·副会長、席異動 》

【事務局】 それでは、就任早々、大変恐縮ではございますが、鈴木会長、坂本副会長の順に、一言、ご挨拶を頂ければと存じます。

【会長】 ただいまご紹介いただきました日本郵便株式会社 千葉中央郵便局長の鈴木 昭雄でございます。よろしくお願いします。皆様のご同意により、大変力不足ではありますが、これから2年間会長として責務を果たしてまいりたいと思いますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

住居表示制度は、先ほど鈴木委員からもお話がありましたとおり、私ども日本郵便に とってはなくてはならないものでございますし、ナビゲーションシステムがかなり普及 してまいりましたけども、現在におきましても、知人宅に訪ねるときや、火災、急病、 事故などの災害がこれから想定されるなかで、緊急時の対応など安心、安全のまちづく りを考えた場合、大変意義のある制度であると考えております。委員の皆様のご協力を いただきまして、審議会の円滑な運営にあたりたいと存じますので、ご協力の程よろし くお願い申し上げます。

【副会長】 先ほどご紹介いただきました行政相談委員の坂本でございます。ご推薦いただきましたので本当に僭越ではございますが、千葉市住居表示審議会の副会長を務めさせていただきます。皆様のお力添えをいただきながら鈴木会長をサポートして、審議会の円滑な運営に努めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。それでは、ここで、本審議会に対します、市長からの諮問書を、市長に代わりまして、山根部長よりお渡ししたいと存じます。

#### 部長 → 会長 《 諮問書の交付 》

【事務局】 なお、お配りしてあります「資料4」に、諮問書の写しをつけさせて頂いておりますので、委員の皆様におかれましては、そちらをご覧いただきたいと思います。 それでは、これより、鈴木会長に議事をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。 【会長】 それでは、会長ということでございますので、委員の皆様方のご協力を得ながら会議の進行をさせていただきたいと存じますので、どうかよろしくお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。本日は、委員5名中5名が出席されておりますので、この会議は成立いたしております。

はじめに、次第の議題(1)の議案の審議に入ります。市長より諮問のありました『中央区都町及び若葉区加曽利町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について』の審議をお願いたします。それでは事務局の方から、説明をお願いします。

【区政推進課長】 改めまして区政推進課長の武と申します。私から説明をさせていただきます。まず、資料の確認でございますが、右上「資料1」と書かれた「住居表示制度について」という資料が一枚、それから「資料2」と書かれた「都町地区住居表示整備事業の概要」、次に「資料3」と書かれた「住民からの変更要望(案)」、最後に「資料4」が諮問書の写しとなっております。一番後ろには関係法令を抜粋した参考資料がございます。後ほど、実施基準の説明の際に触れさせていただきます。それでは座って説明させていただきます。

まずはじめに、今回、委員の改選がございましたので、住居表示制度についてご説明をさせていただきます。資料1をお願いします。住居表示が実施されていない地区では、土地の番号である「地番」が住所として使われております。「地番」は、市街化が進むにつれ、土地の分筆、合筆により欠番や飛び番が生じるですとか、一筆の土地の上に複数の建物が建ってしまうような場合もあり、住所が分かりにくくなっております。そこで、市としましては、「地番」とは関係ない合理的な番号を、「街区」、これは道路等で区切られたブロックを指しますが、この街区と建物に順序よく番号を付けて住所とする住居表示の整備を行い、住所を分かりやすくすることで、住み良いまちづくりを進めております。

次に右側の住居表示のイメージをご覧ください。上が住居表示実施前、下が住居表示 実施後を示してございます。千葉さんのお宅がございますが、こちら住所が「500番 地20」となっております。その左隣は「100番地5」、左下は「85番地3」、右 下は「20番地7」となっております。これはあくまで例ですが、このように住所が順 番に並んでいないことが分かります。

次に下の実施後をご覧ください。道路に囲まれた部分を1つのブロックとしまして、例として3番という番号を付け左上から順番に建物に番号を付けてございます。また上に注釈があるとおり、空き地などは、将来的に宅地が建つことを想定した番号を付けます。このように住居表示実施後は、この番号が地番に代わる住所となります。住居表示

の実施によって、「3番1号」から順に「3番8号」まで住所が順番に並んでいること が分かるかと思います。

左のページにお戻りください。「住居表示の方法」について、でございます。

「住居表示に関する法律第2条」の「住居表示の原則」の中で、住居表示は、次のいずれかの方法を選択して、整備することとしてございます。ご覧のとおり(1)の街区方式、(2)の道路方式の2つの方式がございます。

- (1)の「街区方式」は、「区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した地域に付けられる符号及び当該街区内にある建物につけられる住居番号を用いて表示する方法」でございます。
- (2)の道路方式は「道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を 有する建物につけられる住居番号を用いて表示する方法」でございます。

多くの市では、(1)の街区方式が採用されており、本市においてもこれまで街区方式で住居表示整備を進めてまいりました。ちなみにですが、(2)の道路方式については、道路沿いのみに建物が集中しているときに採用される方法でございます。

- 次に(3)の「町名の考え方」について、でございます。町名を新たに設定するときは、従来の名称、歴史的に由緒ある名称を考慮して定めることとしてございます。
- (4)の「町(丁目)の区域の設定の仕方」でございます。町(丁目)の区域は、原則としまして道路・水路・鉄道等、恒久的で明確な地形や施設の側線をもって定め、「丁目」の順序は、原則としてJR千葉駅に近い方から順番に設定することとしてございます。こちらに拡大の中央区都町の図面がございますが、この図面から西に3キロメートルほど進みますと、JR千葉駅がございます。千葉市内、どこで住居表示が整備されてもJR千葉駅を起点としてその近い方から丁目をふるというのが、千葉市の実施基準で定めた基本的な考え方でございます。後ほどまたご説明いたしますが、地形ですとか区割りの関係で近い方から丁目をふれないという場合もございますので、そういった場合には、合理的な方法で定めることとしております。

続きまして、(5)の「「街区符号」の定め方」について、でございます。何丁目何番の番のところでございます。区画街路等により街区を分け、原則としてJR千葉駅に最も近い街区から連続蛇行して右回りに付番することとしています。

続きまして、何号の部分にあたります(6)の「「住居番号」の定め方」について、でございます。各々の街区のJR千葉駅に最も近い角を起点とし、街区ごとに右回りに各建物に付番します。空き地等がある場合は、将来の住宅の建ち方を想定して定めることとしています。

続きまして、お配りしている参考資料の「千葉市住居表示整備実施基準」の抜粋がございますが、こちらは資料1の内容の説明の補足としまして、そもそも住居表示の対象となる地域ですとか、要件等を実施基準で定めていますので、簡単にご説明いたします。まず、対象地域でございますが、市街地であることや、大規模開発等により市街地とな

ることが見込まれている場所であるとか、地番が複雑になり住居の表示が不合理になっている場合であるとか、区画整理等により今後地番が整理される予定がないであるといった地域が、住居表示実施の対象地域となっております。また、実施の要件といたしまして、町内自治会や居住者の承諾、今後大きな道路、区画等の変更の恐れがないこと等の要件を満たすことが、住居表示実施の要件となります。

続きまして、資料2をお願いいたします。

「都町地区住居表示整備事業の概要」について、でございます。

最初に(1)の「中央区都町地区の概要」でございますが、本整備地区である中央区都町及び若葉区加曽利町の一部区域は、東側に国道16号線と京葉道路、南側には国道126号線、北側には国道51号線が通り、中心部には幹線道路である富士見加曽利町線、(通称都町中通りと呼んでいます)が通る地域で、全体的に市街地を形成しており先ほど説明した住居表示実施要件を満たしている地域でございます。なお、本整備地区における区画整理の実施や、都市計画施設の建設は予定されてございません。表の部分でございますが、本整備地区における現在の町名は、都町及び加曽利町の一部区域で、面積は71ha、世帯数は約2,500世帯、人口は約5,300人でございます。

次に(2)の「住居表示の方法」でございますが、道路等によって区画された街区に順序よく符号を付して表示する「街区方式」を採用することとしてございます。

次に (3) の「町の区域の変更」について、でございます。こちらは、住居表示整備 実施基準に基づきまして、1つの町が概ね66,000㎡から200,000㎡の大き さで定めることとしております。

右の図をご覧ください。一番下の方にございます、「都町3丁目に編入」と記載の地区について、でございますが、国道126号線を界に南側に位置しており、北側の「都町4丁目」及び「都町7丁目」と同一の町にすることが不合理であり、面積は約3.8 ha、世帯数は約100世帯で単独では規模が小さいことから、既存の都町3丁目に編入する案としてございます。

続きまして「都町4丁目」及び「都町7丁目」の区域について、でございますが、南側の国道126号線とちょうど中心をとおる幹線道路である富士見加曽利町線を界とする区域となってございます。4丁目と7丁目を併せて31haと非常に広い区域のため、南北に中心をとおる道路で区切りまして、1つの町が大きくなりすぎないようにしてございます。「都町4丁目」の区域は面積が11ha、世帯数が320世帯、「都町7丁目」の区域は面積が20ha、世帯数が750世帯となってございます。

また、「都町7丁目」の区域のうち、破線及び実線に囲まれた部分につきましては、現在、若葉区加曽利町の区域でございます。破線が中央区と若葉区の区界となってございますが、区界の一部は家の中心を通るほか、道路等の恒久的な施設で区切られていないことから、今回の住居表示にあわせ、町の区域を変更し都町に編入するものでございます。なお、若葉区加曽利町から中央区に編入する区域は、約2.1ha、世帯数77

世帯でございます。

続いて、「都町5丁目」及び「都町6丁目」の区域でございますが、南側を幹線道路である富士見加曽利町線、北側を国道51号線が界とする区域でございます。こちらの区域につきましても、「4丁目」「7丁目」と同様に面積を考慮し、中心を東西にとおる道路で区切ってございます。「都町5丁目」の区域は面積が15ha、世帯数が750世帯、「都町6丁目」の区域は面積が11.4ha、世帯数が430世帯となってございます。

次に「都町8丁目」の区域について、でございますが、国道16号線、京葉道路を界とする区域でございます。面積は9.3ha、世帯数は150世帯となってございます。

続きまして、(4)の「町の名称変更」を説明する前に、新たな町名の位置についてご説明させていただきます。資料 2 と資料 3 を見比べるようにご覧ください。「都町住居表示整備計画」に関する「住民からの変更要望」となってございます。「A案」をご覧ください。当初案は、資料 2 で説明したもので、〇丁目の下にカッコ書きで記載してございます。左下から 3 丁目、上に 4 丁目、5 丁目、6 丁目、4 丁目の右隣が 7 丁目、右上の部分を 8 丁目と設定してございました。

この審議会の前の5月12日、19日の2回、対象区域の住民の方及び法人を対象に 説明会を開催してございますが、新たに設置する町の位置が分かりにくいとのご意見を いただいたところでございます。そこで、変更案2案について検討したところでござい ます。

はじめに「A案」について、でございますが、以前に住居表示が実施されております、 都町1丁目から3丁目に連続して蛇行するように変更する案となってございます。

次に右側の「B案」について、でございますが、以前に住居表示が実施されております、都町1丁目から3丁目とは連続してございませんが、北側を4丁目に設定いたしまして、反時計周りに連続する案となってございます。

いずれの案につきましても、住民の皆様からの要望があったものとなってございます。 今後は2案を基に住民に説明し、承諾を得て決定したいと考えております。決定した各 町の位置につきましては、後日、議事録の確認に合せてお示しし、お知らせしたいと考 えてございます。

資料2の(4)にお戻りください。「町の名称変更」について、でございます。名称につきましては、「都町」が地元に根付いており、既に都町1丁目から3丁目があることから、都町4丁目から8丁目を新たな町の名称案としてございます。

参考としまして、都町の経緯について説明させていただきます。明治22年4月に市町村制が施行され、当時の5か村が合併し、都村となりました。昭和12年2月に合併により都村が千葉市の一部となり、昭和13年に都町となりました。昭和53年1月には、区画整理及び住居表示が実施された区域について都町1丁目から3丁目が設定されてございます。

次に(5)の「今後の予定」でございますが、7月に「町名・町界変更案」につきまして公告した後、9月の市議会に議案を上程し、議決を得たいと考えております。その後、12月上旬に各世帯、各法人に新しい住所を通知する予定でございます。住居表示の実施時期につきましては、来年の令和2年2月上旬を予定してございます。

続きまして、資料4の諮問書の写しをご覧ください。住居表示の実施並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について、千葉市住居表示審議会設置条例第2条の規定に基づき下記のことについて諮問するものでございます。

「諮問」の内容につきましては、『1 中央区都町及び若葉区加曽利町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該地区における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について』でございます。

別紙をご覧ください。最初に(1)の「住居表示の実施区域」でございますが、右図に示す約71~クタールの区域でございます。

次に(2)の「住居表示の方法」について、でございますが、「道路等によって区画された街区に順序よく符号を付して表示する「街区方式」を採用する。」ものでございます。

次に(3)の町の区域の変更について、でございますが「当該区域は1つの町としては 広大なため、5つの丁目を新設する。なお一部区域については既存の町に編入する。」 ほか、「丁目の設定に際し町界は、区画道路や河川等の明確な地形等に設定する。」も のでございます。

最後に(4)の「町の名称の変更」ですが、「新たな町の名称は「都町4丁目」「都町5丁目」「都町6丁目」「都町7丁目」「都町8丁目」とする」ほか、一部区域については「都町3丁目」に編入するものでございます。先ほどもご説明をさせていただきましたが、住民説明会で丁目の位置につきましては、様々な意見をいただいておりますので、こちらの図面については、丁目をふせてアルファベットで表示させていただいております。

以上が資料4の「諮問」に書かせていただきました千葉市の実施案でございます。 事務局からの説明は以上でございます。

【会長】どうもありがとうございました。では、今の説明に関しまして、ご質問等がご ざいましたら、挙手にてご質問をお願いいたします。

【今井委員】 資料1の(4)ですが、千葉市では「丁目」の順序は、原則としてJR千葉駅に最も近い方から順番に設定するというご説明がありました。そして(5)の「街区符号」の定め方では、連続蛇行して右回りに付番するとあります。街区符号の場合は連続蛇行ですが、丁目の区域の設定は連続蛇行ではないのでしょうか。というのも資料3のA案とB案をみさせていただきますと、A案が本来理想的なものかと思いますが、連

続蛇行という規定がなければ、自由にできるということでしょうか。

【事務局】 お配りしている実施基準において、丁目の配列につきましては、JR千葉駅に最も近い点を起点とし、放射状式に配列する。ただし、地形、交通等の関係からやむを得ない場合は、環状式に配列する。というようになっています。当初案は単純に実施基準のとおり放射状に丁目を設定しておりましたが、住民説明会では、4丁目の隣が7丁目といのは分かりづらいといった意見がございました。そもそも論といたしまして、住居表示の法律は住所の「わかりやすさ」が法の趣旨でございますので、実施基準と住民の意見等を勘案したものがA案でございますし、B案についてはおおむね環状式に配列がございます。市が示した当初案、A案、B案どの案につきましても、一定程度の根拠があり、要件を満たしていると考えております。

【今井委員】 連続性なのか蛇行式なのか放射状なのか、どれでいくのか決まりがあるのか気になり質問をさせていただきました。例えば、明治の地番をきめるときには、字番号は左回り、地番は字のなかでは右回りなのです。千葉市の住居表示はすべて右回りということで、これはこれでわかりやすいと思います。わかってしまえば簡単ですけどね。いずれにしても、ルールや決まりがあるのかという意図で質問をしたわけです。

【事務局】 やはり住民説明会でも6丁目と7丁目が離れすぎて分かりづらいといったような意見がございました。また、住居表示によって町内会が分断されることはないのですが、今回の住居表示整備案では、町内会が複数の丁目にまたがるということもございます。そういったときに丁目の連続性を考えると、とても分かりづらいといった声もありました。

住民説明会は賛否や意見を問うものではないですし、意見についてもあくまで一部の 方ということとなりますので、そのまま決定というわけにもいきません。今後事務局と しては、こういった意見を集約し、自治会等に相談させていただき、なるべく多くの地 元の皆様が納得できるような丁目の順序を定めていく考えです。

【会長】 ただいま今井委員から、資料1の(4)と(5)について質問があり、市のルールや現実的な方向性を事務局が示しました。

ほかにご質問はありますでしょうか。

それでは、質問もないようですので、次第の(2)本日の諮問に対する答申でございますが、即日答申という形でいきたいと思いますがいかがでしょうか。

#### 【一同】 異議なし。

【会長】 異議がないようですので、事務局より答申案を配布願います。 只今、皆様方にお配りいたしました答申案につきまして、事務局から読み上げをしてい ただきます、よろしくお願いします。

【事務局】 会長から市長宛てになりますが、『住居表示の実施並びにこれに伴う町の 区域及び名称の変更について(答申)』『令和元年5月30日付31千市区第82号で 諮問のありました下記の件について、適当と認めます。』

- 1 中央区都町及び若葉区加曽利町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について
  - 2 ただし、新町名の配置については、住民の理解を十分に得て決定すること

【会長】 只今の答申案でよろしいでしょうか。

【一同】 異議なし。

【会長】 一同異議は無いようでございますので答申につきましては、原案どおりとさせていただきます。後ほど事務処理の上、市長へ答申書をお渡ししたいと思います。 最後に次第の議題(3)のその他について、事務局からお願いします。

【事務局】その他といたしまして、議事の承認について説明させていただきます。本日の議事録につきましては、作成が終わり次第、皆様に送付させていただきますので確認をお願いいたします。皆様の確認をもちまして、議事録確定といたしまして、市政情報室ですとか、HP等で公開することとなりますので、あらかじめご了承ください。

【会長】 よろしいでしょうか。ではそのようにお願いします。

それでは議事はこれで全て終了いたしました。以上をもちまして、第50回千葉市住居表示審議会を終了いたします。ありがとうございました。

【事務局】 本日はありがとうございました。

終了 午前10時50分